緑の環境をつくり育てる条例施行規則（平成16年規則第82号）新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| ○緑の環境をつくり育てる条例施行規則 | ○緑の環境をつくり育てる条例施行規則 |
| 平成16年８月31日 | 平成16年８月31日 |
| 規則第82号 | 規則第82号 |
| 改正　平成19年12月25日規則第117号 | 改正　平成19年12月25日規則第117号 |
| 平成20年12月15日規則第109号 | 平成20年12月15日規則第109号 |
| 平成22年 ９月24日規則第 59号 | 平成22年 ９月24日規則第 59号 |
| 平成27年 １月25日規則第 ２号 | 平成27年 １月25日規則第 ２号 |
| 平成27年 ５月29日規則第 65号 | 平成27年 ５月29日規則第 65号 |
| 平成30年２月23日規則第４号 | 平成30年２月23日規則第４号 |
| 平成30年９月25日規則第58号 | 平成30年９月25日規則第58号 |
| 令和３年９月30日規則第60号 | 令和３年９月30日規則第60号 |
| 令和４年５月30日規則第45号 | 令和４年５月30日規則第45号　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　令和〇年〇月〇日規則第〇号 |
| 緑の環境をつくり育てる条例施行規則をここに公布する。 | 緑の環境をつくり育てる条例施行規則をここに公布する。 |
| 緑の環境をつくり育てる条例施行規則 | 緑の環境をつくり育てる条例施行規則 |
| 緑の環境をつくり育てる条例施行規則（昭和48年12月横浜市規則第151号）の全部を改正する。 | 緑の環境をつくり育てる条例施行規則（昭和48年12月横浜市規則第151号）の全部を改正する。 |
| （趣旨） | （趣旨） |
| 第１条　この規則は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年６月横浜市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 | 第１条　この規則は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年６月横浜市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| （緑化協議の対象建築物） | （緑化協議の対象建築物） |
| 第２条　条例第９条第１項に規定する規則で定める建築物は、その敷地面積が500平方メートル以上である建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第１項及び第２項に規定する建築物並びに同条第６項及び第７項の許可を受けた建築物を除く。）とする。 | 第２条　条例第９条第１項に規定する規則で定める建築物は、その敷地面積が500平方メートル以上である建築物又は金沢地先埋立地再開発用地において建築する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第１項及び第２項に規定する建築物、同条第６項及び第７項の許可を受けた建築物を除く。）とする。 |
| （平19規則117・平30規則58・令４規則45・一部改正） | （平19規則117・平30規則58・令４規則45・一部改正） |
| （緑化協議の申出） | （緑化協議の申出） |
| 第３条　条例第９条第１項の規定による協議（以下「緑化協議」という。）をしようとする者は、緑化協議申出書（第１号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第１に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。 | 第３条　条例第９条第１項の規定による協議（以下「緑化協議」という。）をしようとする者は、緑化協議（変更）申出書（第１号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第１に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。次条第１項に規定する緑化協議結果通知書の交付後に、当該協議の内容を変更しようとする場合も、同様とする。 |
| ２　前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。 | ２　前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。 |
| ３　第１項の規定にかかわらず、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第１項に規定する緑化地域内にその敷地の全部又は一部が含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第１号）第29条の規定による同法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面（以下「緑化地域の緑化率適合証」という。）の交付を申請することをもって、第１項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。 | ３　第１項の規定にかかわらず、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第１項に規定する緑化地域内にその敷地の全部又は一部が含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第１号）第29条の規定による同法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面（以下「緑化地域の緑化率適合証」という。）の交付を申請することをもって、第１項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。 |
| ４　第１項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成３年12月横浜市条例第57号）別表第12（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の５第２項第１号に掲げる地区整備計画をいう。）において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内にその敷地の全部又は一部が含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則第29条の規定による地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面（以下「地区計画条例の緑化率適合証」という。）の交付を申請することをもって、第１項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。 | ４　第１項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成３年12月横浜市条例第57号）別表第12（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の５第２項第１号に掲げる地区整備計画をいう。）において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内にその敷地の全部又は一部が含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則第29条の規定による地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面（以下「地区計画条例の緑化率適合証」という。）の交付を申請することをもって、第１項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。 |
| （平19規則117・平20規則109・平22規則59・平27規則２・平30規則４・一部改正） | （平19規則117・平20規則109・平22規則59・平27規則２・平30規則４・一部改正） |
| （緑化協議の成立） | （緑化協議の成立） |
| 第４条　市長は、前条第１項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容が条例第９条第２項の規定により市長が定める緑化等の基準（以下「条例第９条第２項の基準」という。）に適合しているときは、緑化協議の成立を認め、緑化協議結果通知書（第２号様式）を当該申出をした者（以下「緑化協議申出者」という。）に交付するものとする。 | 第４条　市長は、前条第１項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容が条例第９条第２項の規定により市長が定める緑化等の基準（以下「条例第９条第２項の基準」という。）に適合しているときは、緑化協議の成立を認め、緑化協議結果通知書（第２号様式）を当該申出をした者（以下「緑化協議申出者」という。）に交付するものとする。 |
| ２　市長が、前条第３項の規定により緑化協議の申出を行った者に対して、当該建築物に係る緑化地域の緑化率適合証を交付した場合（当該申出の内容が条例第９条第２項の基準に適合する場合に限る。）においては、当該交付をもって緑化協議が成立したものとする。 | ２　市長が、前条第３項の規定により緑化協議の申出を行った者に対して、当該建築物に係る緑化地域の緑化率適合証を交付した場合（当該申出の内容が条例第９条第２項の基準に適合する場合に限る。）においては、当該交付をもって緑化協議が成立したものとする。 |
| ３　市長が、前条第４項の規定により緑化協議の申出を行った者に対して、当該建築物に係る地区計画条例の緑化率適合証を交付した場合（当該申出の内容が条例第９条第２項の基準に適合する場合に限る。）においては、当該交付をもって緑化協議が成立したものとする。 | ３　市長が、前条第４項の規定により緑化協議の申出を行った者に対して、当該建築物に係る地区計画条例の緑化率適合証を交付した場合（当該申出の内容が条例第９条第２項の基準に適合する場合に限る。）においては、当該交付をもって緑化協議が成立したものとする。 |
| （平19規則117・平20規則109・平27規則２・一部改正） | （平19規則117・平20規則109・平27規則２・一部改正） |
| （緑化協議取下届出書） | （緑化協議の取下げ及び取りやめの届出） |
| 第５条　緑化協議申出者は、緑化協議が成立した後において、当該緑化協議に係る建築物の建築を取りやめようとするとき又は当該緑化協議の内容を変更するために当該緑化協議を取り下げようとするときは、あらかじめ、緑化協議取下届出書（第３号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。ただし、横浜市都市緑地法施行細則（昭和49年12月横浜市規則第163号）第15条第２項の規定による届出（緑化地域の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（平成19年12月横浜市規則第116号。以下「地区計画条例施行規則」という。）第19条第２項の規定による届出（地区計画条例の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合は、この限りでない。 | 第５条　緑化協議申出者は、第３条第１項の規定による緑化協議の申請を取り下げようとするときは、緑化協議取下届出書（第３号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。ただし、横浜市都市緑地法施行細則（昭和49年12月横浜市規則第163号）第15条第１項の規定による届出（緑化地域の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（平成19年12月横浜市規則第116号。以下「地区計画条例施行規則」という。）第19条第１項の規定による届出（地区計画条例の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合は、この限りでない。２　緑化協議申出者は、前条の規定により緑化協議が成立した後において、当該緑化協議に係る建築物の建築を取りやめようとするときは、緑化協議取りやめ届出書（第４号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。ただし、横浜市都市緑地法施行細則第15条第２項の規定による届出（緑化地域の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合又は地区計画条例施行規則第19条第２項の規定による届出（地区計画条例の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合は、この限りでない。 |
| （平19規則117・平20規則109・平22規則59・平27規則２・一部改正） | （平19規則117・平20規則109・平22規則59・平27規則２・一部改正） |
| （緑化完了届出書） | （緑化完了届出書） |
| 第６条　緑化協議申出者は、成立した緑化協議に基づく敷地内における緑化及び既存の樹木の保存に係る工事が完了したときは、速やかに、緑化完了届出書（第４号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第２に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、緑化地域の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に建築基準法第７条第１項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第16項の規定による通知をした場合若しくは横浜市都市緑地法施行細則第12条の規定による届出を行った場合又は地区計画条例の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に同法第７条第１項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第16項の規定による通知をした場合若しくは地区計画条例施行規則第16条の規定による届出を行った場合は、この限りでない。 | 第６条　緑化協議申出者は、成立した緑化協議に基づく敷地内における緑化及び既存の樹木の保存に係る工事が完了したときは、速やかに、緑化完了届出書（第５号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第２に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、緑化地域の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に建築基準法第７条第１項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第16項の規定による通知をした場合若しくは横浜市都市緑地法施行細則第12条の規定による届出を行った場合又は地区計画条例の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に同法第７条第１項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第16項の規定による通知をした場合若しくは地区計画条例施行規則第16条の規定による届出を行った場合は、この限りでない。 |
| ２　第３条第２項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。 | ２　第３条第２項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。 |
| （平19規則117・平20規則109・平22規則59・平27規則２・平27規則65・一部改正） | （平19規則117・平20規則109・平22規則59・平27規則２・平27規則65・一部改正） |
| 附　則 | 附　則 |
| この規則は、平成16年９月１日から施行する。 | この規則は、平成16年９月１日から施行する。 |
| 附　則（平成19年12月規則第117号） | 附　則（平成19年12月規則第117号） |
| この規則は、公布の日から施行する。 | この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（平成20年12月規則第109号） | 附　則（平成20年12月規則第109号） |
| この規則は、平成21年４月３日から施行する。 | この規則は、平成21年４月３日から施行する。 |
| 附　則（平成22年９月規則第59号） | 附　則（平成22年９月規則第59号） |
| この規則は、平成22年10月１日から施行する。 | この規則は、平成22年10月１日から施行する。 |
| 附　則（平成27年１月規則第２号） | 附　則（平成27年１月規則第２号） |
| （施行期日） | （施行期日） |
| １　この規則は、平成27年４月１日から施行する。 | １　この規則は、平成27年４月１日から施行する。 |
| （経過措置） | （経過措置） |
| ２　この規則の施行の日前にこの規則による改正前の緑の環境をつくり育てる条例施行規則第３条第１項、第３項又は第４項の規定により申出が行われた緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年６月横浜市条例第47号）第９条第１項の規定による協議については、なお従前の例による。 | ２　この規則の施行の日前にこの規則による改正前の緑の環境をつくり育てる条例施行規則第３条第１項、第３項又は第４項の規定により申出が行われた緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年６月横浜市条例第47号）第９条第１項の規定による協議については、なお従前の例による。 |
| 附　則（平成27年５月規則第65号）　抄 | 附　則（平成27年５月規則第65号）　抄 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| １　この規則は、平成27年６月１日から施行する。 | １　この規則は、平成27年６月１日から施行する。 |
| 附　則（平成30年２月規則第４号）　抄 | 附　則（平成30年２月規則第４号）　抄 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| １　この規則は、公布の日から施行する。 | １　この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（平成30年９月規則第58号）　抄 | 附　則（平成30年９月規則第58号）　抄 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| １　この規則は、公布の日から施行する。 | １　この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（令和３年９月規則第60号） | 附　則（令和３年９月規則第60号） |
| （施行期日） | （施行期日） |
| １　この規則は、公布の日から施行する。 | １　この規則は、公布の日から施行する。 |
| （経過措置） | （経過措置） |
| ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。 | ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。 |
| 附　則（令和４年５月規則第45号） | 附　則（令和４年５月規則第45号） |
| この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第44号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。 | この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第44号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。 |
| （施行の日＝令和４年５月31日） | （施行の日＝令和４年５月31日） |
| 別表第１（第３条第１項） | 附　則（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。別表第１（第３条第１項） |
| （平27規則２・追加） | （平27規則２・追加） |
| 【別記1　参照】 | 【別記1　参照】 |
| 別表第２（第６条第１項） | 別表第２（第６条第１項） |
| （平27規則２・追加） | （平27規則２・追加） |
| 【別記2　参照】 | 【別記2　参照】 |
| 第１号様式（第３条第１項） | 第１号様式（第３条第１項） |
| （略） | （略） |
| 第２号様式（第４条第１項） | 第２号様式（第４条第１項） |
| （略） | （略） |
| 第３号様式（第５条） | 第３号様式（第５条第１項） |
| （略） | （略） |
| 第４号様式（第６条第１項） | 第４号様式（第５条第２項） |
| （略）新規 | （略）第５号様式（第６条第１項）（略） |

【別記1】

現行

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物（建築物を含む。別表第2において同じ。）の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 敷地求積図 | 敷地の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 |
| 緑化施設求積図 | 緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 面積算出表 | 緑化施設の面積及び必要な算式 |

改正後（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物（建築物を含む。別表第2において同じ。）の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 敷地求積図 | 敷地の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 |
| 緑化施設求積図 | 緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 面積算出表 | 緑化施設の面積及び必要な算式 |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図（既存緑化施設について面積を算出する場合に限る。） | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |

【別記2】

現行

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 緑化施設求積図 | 緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 面積算出表 | 緑化施設の面積及び必要な算式 |
| 緑化施設の写真 | 緑化施設の状況が分かる緑化施設の設置前及び工事完了後の写真 |

改正後（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 緑化施設求積図 | 緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 面積算出表 | 緑化施設の面積及び必要な算式 |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図 | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |